

第 13 回 議会運営委員会

開催日	令和 2 年 8 月 24 日（月曜日）													
開催場所	粕屋町役場 3 F 31 会議室													
開催時間	午前 9:29～ 午前 12:12													
出席者	議員	福永委員長・久我副委員長・小池委員・川口委員 ・中野委員・安藤委員・井上委員・鞭馬議長												
	事務局	古賀局長・山田主幹												
	執行部	なし												
傍聴者	案浦議員													
協議項目	<p>1：発議「粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議（案）」について 8月12日開催の当委員会は、今年度12月定例会で発議することを確認したが、同日開催された議員全員協議会で「9月定例会で発議すべき。」との意見があり、議員全員協議会の意見を尊重し、同年9月定例会で発議することに決定。</p> <p>2：議会基本条例の検証・見直しについて 各委員に割り当てた検証・見直し（案）と議会事務局の同一部修正（案）を、9月定例会中に各常任委員会で協議し、各常任委員会の協議結果を当委員会へ報告する。当委員会でまとめ上げたものを議員全員協議会に諮り、町HPにも公表する。また、検証の結果、見直しが必要な場合は、12月定例会で発議を予定する</p> <p>3：委員会条例の検証・見直しについて 各委員に割り当てた検証・見直し（案）を、9月定例会中に各常任委員会で協議し、各常任委員会の協議結果を当委員会へ報告する。当委員会でまとめ上げたものを議員全員協議会に諮り、12月定例会で発議を予定する。 なお、第2条の常任委員会の数の変更に関し（3から2へ）、常任委員会の名称を7月7日の当委員会で決定したことを再確認した。</p> <table border="0"><tr><td style="text-align: center;">（変更前）</td><td></td><td style="text-align: center;">（変更後）</td></tr><tr><td style="text-align: center;">総務常任委員会</td><td></td><td style="text-align: center;">総務建設常任委員会</td></tr><tr><td style="text-align: center;">建設常任委員会</td><td style="text-align: center;">⇒</td><td style="text-align: center;">文教厚生常任委員会</td></tr><tr><td style="text-align: center;">厚生常任委員会</td><td></td><td></td></tr></table> <p>4：令和 2 年第 11・12 回の会議報告書について 近日中に、議会 HP へ公表する。</p> <p>5：諮問に対する答申（案）について 令和 2 年 4 月 16 日付、議長から 7 項目の諮問を受けた。答申（案）の協議を行う。</p>		（変更前）		（変更後）	総務常任委員会		総務建設常任委員会	建設常任委員会	⇒	文教厚生常任委員会	厚生常任委員会		
（変更前）		（変更後）												
総務常任委員会		総務建設常任委員会												
建設常任委員会	⇒	文教厚生常任委員会												
厚生常任委員会														

	<p>答申の期限の9月定例会最終日までの項目に関し、答申をする。</p> <p>諮問4の(1)及び(3)に関し、当委員会で再度検討が必要なため、31日開催の当委員会で協議予定。</p> <p>6：9月定例会の確認事項について</p> <p>①一般質問の人数/日に関して</p> <p>基本は、4名/日(場合によっては5名)。</p> <p>議員1名あたり、60分の質疑時間があるが、短い議員も想定されるため。その場合は、議長に一任する。</p> <p>②一般質問時の議員の議場内への出席に関して</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策(基本的に30分ごとに換気の実施)を講じた上で全員出席とする。</p> <p>③補正予算・決算の審査の場所に関して</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として議場内での審査も検証したが、発言者マイク及び通常とは異なる町執行部席における説明員のマイク操作の関係で、スムーズな審査ができないことが予想されるため、通常どおり31会議室で審査することとする。</p> <p>なお、執行部における説明員の出席については、基本的に説明者、及び質疑に対応できる職員とする。</p> <p>④常任委員会での諮問の討議に関して</p> <p>9月定例会会期中に開催される各常任委員会にて、議会基本条例及び委員会条例の検証(案)を協議してもらうことを再度確認した。</p> <p>7：定例会における、一般質問通告書の提出期限の短縮に関して</p> <p>提出期限については、先例(申し合わせ)事項に明文化しており、9月定例会終了後、先例(申し合わせ)事項の検証・見直し協議の中で併せて協議する。</p>
<p>その他</p>	<p>臨時会における資料配布について</p> <p>基本的には、臨時会の前日までに資料の配布をすることとするが、執行部との調整が必要であるため、議長と執行部間との協議後、再度協議する。</p>